年 　月　　日

宇宙航空研究開発機構　機関紙JAXA’sへのタイアップ広告掲載申込書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

調達部長　殿

（住所）

（名称）

（代表者名）

申込の条件及び別紙広告掲載約款に合意のうえ、

下記のとおり宇宙航空研究開発機構　機関紙JAXA’sへのタイアップ広告掲載を申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 広告掲載希望発行号 | JAXA’s No.  |
| 希望広告内容（詳細が分かる資料がございましたら添付ください） |  |
| 希望規格・費用 | □1P（297,000円） □1/2P相当（154,000円） □1/4P相当（77,000円）□1/6P相当（55,000円） □1/8P相当（44,000円）※上記価格は消費税（10%）込みの価格になります。 |
| 申込者連絡先 | （所属）（担当者氏名）（電話番号）（e-mail） |
| 請求書宛名・送付先 | （宛名）（送付先住所） |
| 申込の条件 | **Ⅰ．希望広告内容をJAXA’sの編集会議に諮り、広報部長の承諾を得られた****後にJAXAが発行する承諾書を以て契約成立といたします。****Ⅱ．希望広告内容が以下の項目に該当する場合は承諾できかねます。**1. 「宇宙基本法」及び「宇宙航空研究開発機構法」の趣旨、法令その他規則等に反する場合
2. JAXA’sの品位を損なう場合
3. 政治または宗教活動を目的とする場合
4. 公序良俗に反する場合
5. JAXA事業と関係のない個別の商品宣伝の場合

**Ⅲ．申込者が以下の項目に該当する場合は承諾できかねます。**1. 現在、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止を受けている者
2. 破産者で復権を得ない者
3. 現在、JAXAの規定により取引停止等の措置を受けている者

**Ⅳ．広告の形態は「タイアップ広告※」とします。**　　　※広告主とJAXAが提携し、広告を記事調に制作編集する広告コンテンツ |

以上

**宇宙航空研究開発機構　機関紙JAXA’s　広告掲載約款**

第１条（趣旨）

本約款は、宇宙航空研究開発機構（以下「乙」という。）が発行する機関紙である「JAXA’ｓ」への広告掲載について、必要な事項を定めるものである。

第２条（定義）

本約款において「広告」とは、商品やサービス、事業などの情報を商業上の目的で宣伝するため、その広告主（以下「甲」という。）との協議のうえで乙が記事調に制作編集する「タイアップ広告」をいう。

第３条（広告掲載料の額及び支払）

広告掲載料は、下表の額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告掲載規格 | 金額（消費税10%込） |
| タブロイド判　１ページ |  297,000円 |
| タブロイド判　１/２ページ相当 | 154,000円 |
| タブロイド判　１/４ページ相当 | 77,000円 |
| タブロイド判　１/６ページ相当 | 55,000円 |
| タブロイド判　１/８ページ相当 | 44,000円 |

２ 乙は広告掲載した「JAXA’ｓ」を発行した後、甲に対して広告掲載料の請求をすることができる。甲は、乙が指定する金融機関口座に、乙の請求書発行日の翌月末日までに広告掲載料を銀行振込みにより支払うものとする。期限内に支払わない場合、期限満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ当該未払金額に対し、年利６％の率を乗じて計算した遅延損害金を支払うものとする。振込みにあたっての手数料は甲が負担するものとする。

３　前項により計算した遅延損害金の額が、１０，０００円未満であるときは遅延損害金の支払を要しないものとし、また、その額に１，０００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

４ 第２項の規定により支払われた広告掲載料は返還しないものとする。

第４条（作業の委託）

　乙は、広告の作成にあたり作業の全部又は一部を第三者に委託することができる。その場合、乙は、委託する第三者に対して、本約款に従って乙が負う義務と同一の義務を課すものとし、委託する第三者の行為はすべて乙の行為とみなす。

第５条（広告の作成）

乙（前条に基づく乙の委託者を含む。以下本条において同じ。）は、甲の同意を得て、広告の作成に必要な甲の所有する情報（画像データやロゴデータ等の素材を含むが、それに限られない。）を無償で使用できる。

２　甲は、乙の求めに応じて取材や撮影に応じるものとする。

３　甲は、乙が作成した広告について掲載前に確認することができ、必要に応じて乙に修正を求めることができる。

第６条（権利義務の譲渡）

甲は本契約に係る一切の権利、または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

第７条（第三者損害）

甲及び乙は本契約の目的物について、第三者の権利を侵害しないよう適切な措置を講じる。

２　甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して、第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決する。

第８条（表明確約）

　甲は、乙に対し、本件契約時において、甲（甲が法人の場合は，代表者，役員，または実質的に経営を支配する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第９条（契約の解除等）

甲又は乙は、天災地変その他双方の責に帰すことのできない事由により本件業務の実施が不可能又は著しく困難になった場合には、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、いずれの当事者も、当該解除に伴い生ずる一切の損害について、相手方に損害賠償を請求することができない。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約を解除することができる。この場合、相手方に対し損害等の賠償等を請求することを妨げられない。ただし、第７条第２項の規定に従うものとする。

1. 本契約の締結又は本契約に基づく義務の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
2. 前条に違反したとき
3. 故意又は過失によって本件業務の実施を不可能ないし著しく困難にしたとき
4. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがあった場合、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合、その他信用状態の著しい悪化を生じたとき
5. 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、本契約に基づく義務の履行が著しく困難になったと見込まれるとき
6. 前各号に規定するほか、本契約に違反し、当該違反を是正すべき旨を書面により催告した後３０日以内にこれが是正されないとき

第１０条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約の締結及び実施によって得られた相手方の秘密を第三者に開示・漏洩してはならず、また、本件業務の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

1. 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
2. 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの
3. 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
5. 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの
6. 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの

２　乙は、本契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

第１１条（管轄裁判所）

本契約に係る紛争に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第１２条（協議事項）

本約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

以上